

同行援護・移動支援等に係る 支給量の取扱いについて

平成23年9月

千葉県障害者自立支援課

1

同行援護、移動支援等の外出を支援するサービスの
対象となる外出の範囲は、次のとおりです。

- 社会生活上不可欠な外出
 - ・ 買い物 ・ 冠婚葬祭 ・ 官公署、銀行、郵便局等への手続
 - ・ 医療機関への通院 等
- 余暇活動のうち利用者個人の参画で完結する個人的な外出
 - ・ 個人による社会参加全般
 - 美術館、映画館、コンサート会場、動物園、理容院、美容院 等

2

対象とならない外出の範囲は、次のとおりです。

- 外出先の機関等が当該移動の保障を行うべき外出
 - ・ 義務教育機関への通学 ・ 保育所、子どもルームへの通所 等
 - 教育機関所管部局、児童施策所管部局での対応が適当
- 利用者又は外出先の機関に対し公費等で移動の保障に係る手当てが行われている外出
 - ・ 通所施設、ワークホーム等への通所 等
 - 給付費、通所サービス利用促進事業、通所交通費助成等で手当てあり
- 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- 社会通念上適当でない外出
- 通年かつ長期にわたる外出

3

「通年かつ長期にわたる外出」の定義について

標準支給量を超えて、1週間に一度程度、同一の目的のために、3カ月以上の期間にわたり定期的に行う外出
を「通年かつ長期にわたる外出」とすることとし、標準支給量を超えた部分の外出を支援するサービスは原則として利用できません。

4

平成23年10月から、1週間に一度程度、同一の目的のために、3カ月以上の期間にわたり定期的に行う外出（以下、定期的な外出）であっても、**標準支給量の範囲内**であれば、「通年かつ長期にわたる外出」に該当しないこととし、同行援護、移動支援、行動援護、重度訪問介護の移動介護を利用できることとします。

5

「通年かつ長期にわたる外出」に当たる利用例

- ・習い事、サークル活動への参加（標準支給量を超える部分）
- ・普通高校、大学等への通学（標準支給量を超える部分） 等

6

標準支給量について

【標準支給量】

同行援護

介護者あり

38時間／月

介護者に制約あり

48時間／月

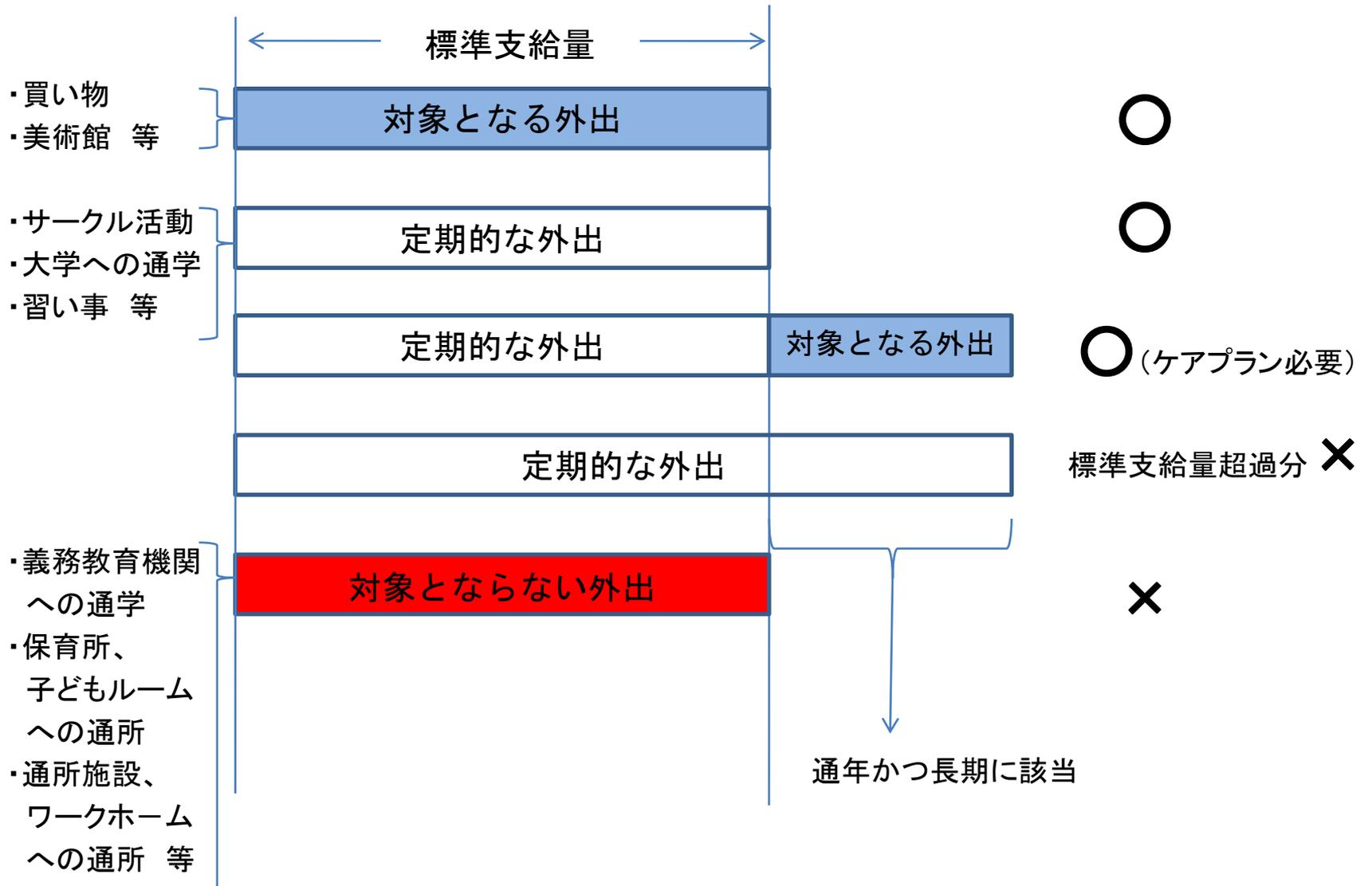
単身及び準単身

57時間／月

移動支援

25時間／月

7 支給量の考え方は以下のとおりです。



8

運用方法

総支給決定時間が標準支給量を超えた方については、受給者証(二)欄の支給量欄や備考欄に「※●●時間／月までは通年かつ長期に当たらない」とゴム印を押印し、事業者の方が当該利用について提供可能かどうか分かるようにします。

○ 障害福祉サービス受給者証の記載例

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害程度区分	2
認定有効期間	平成23年10月1日から平成26年9月30日まで
サービス種別	同行援護
支給量等	同行援護(身体有) 50時間／月 ※38時間／月までは通年かつ長期に当たらない 印
支給決定期間	平成23年10月1日から平成24年9月30日まで

同行援護の標準支給量は38時間(介護者あり)、48時間(介護者に制約あり)、57時間(単身及び準単身)となります。上記の記載例は介護者ありの方で、標準支給量を超えて支給決定した場合です。同じ50時間の決定があったとしても、単身及び準単身の方であった場合は、標準支給量(57時間)を超えないため、「※●●時間／月までは通年かつ長期に当たらない」の記載は不要です。

○ 千葉市地域生活支援給付受給者証の記載例
(二)

支給決定内容			
サービスの種類	単価区分	支給量	有効期間
移動支援 (身体介護を伴う)	—	30時間／月 ※	平成23年10月1日 から 平成24年9月30日 まで
			から まで
備考1	※25時間／月までは通年かつ長期に当たらない 印		
備考2			
備考3			

院内介助について

【支給決定についての確認】

同行援護についても、居宅介護、移動支援等と同様、医療機関内の介助について各区高齢障害支援課に届け出た場合、「院内介助あり」とゴム印を押印し、事業者の方が当該利用について提供可能な方かどうか分かるようにします。

【医療機関についての確認】

サービス提供の前に、当該医療機関が院内介助を提供してよい条件にあてはまる医療機関かどうか、各区高齢障害支援課に、ご確認ください。

○ 障害福祉サービス受給者証の記載例

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害程度区分	2
認定有効期間	平成23年10月1日から平成26年9月30日まで
サービス種別	同行援護
支給量等	同行援護(身体有) 50時間/月 院内介助あり 印
支給決定期間	平成23年10月1日から平成24年9月30日まで

○ 千葉市地域生活支援給付受給者証の記載例

(二)

支給決定内容			
サービスの種類	単価区分	支給量	有効期間
移動支援 (身体介護を伴う)	—	30時間／月 院内介助あり 印	平成23年10月 1日 から 平成24年 9月30日 まで
			から まで
備考1			
備考2			
備考3			

■ 院内介助の要件については本市事業所説明会(平成21年9月29日開催)における資料7-2(午後の部)をご参照ください。